

藤沢市ふるさと納税中間支援等業務委託 審査要領

1 主旨・目的

この要領は、藤沢市ふるさと納税中間支援等業務委託公募型プロポーザルに参加する事業者（以下、「事業者」という）からの提案を審査し、当市が要求する事項を満たし、意欲的に取り組む姿勢を有する者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「藤沢市ふるさと納税中間支援等業務委託公募型プロポーザル 実施要項」（以下、「実施要項」という。）に定める参加資格要件を全て満たしていること。
- (2) 実施要項に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出していること。
- (3) 実施要項に基づき、適正に書類を作成していること。

3 審査方法

審査は、藤沢市ふるさと納税中間支援等業務委託審査選定委員会（以下、「選定委員会」という）において次のとおり行うものとする。

- (1) 事業者が1者のみの場合でも、プロポーザルは成立するものとする。
- (2) プロポーザルの審査については、技術評価点及び価格評価点の合計により競うものとする。

技術評価点及び価格評価点の内訳は次のとおりとする。

評価方法	点 数
技術評価点（計5名）	計1, 300点
価格評価点	200点
合計	1, 500点

(3) 評価手順

別紙提案書評価基準に基づき、評価項目に対し評価を行う。

ア 審査における技術評価点

項目ごとに評価し、算出する。

イ 委員の技術評価点

委員の評価点（1委員の持ち点260点）の評価点合計により算出する。

ウ 価格評価点

提出された見積書の委託料率の評価点を算出する。提案者の中で最も安価な提案見積金額を「提案者中最低見積金額」とし、次の計算に基づき見積金額の評価点を算出する。

なお、価格点は、お礼品代金及びお礼品の発送に関する費用、ふるさと納税ポ一

タルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料、寄付金受領証明書等の発行代行費用、ワンストップ特例申請受付費用は含めず、その見積額は、令和6年度は想定寄附額の5%（税抜き）、令和7年度は想定寄附額の6.5%（税抜き）を上限とし、委託料の総額（税抜き）により評価する。

（計算式）

$$\text{価格評価点} = \text{提案者中最低見積金額} \div \text{提案見積金額} \times 200 \text{点}$$

※実施要項「2 委託料率上限」に記載の各年度想定寄附額に、提出された見積書記載の委託料率をかけて価格を算出し、評価を行う。

エ 総合得点

イ・ウの評価点を加算し、総合得点を算出する。

（4）評価項目の設定

次のとおり評価項目を設定する。詳細は、別紙提案書評価基準のとおりとする。

【必須項目】

- ① 寄附者対応
- ② 個人情報管理とセキュリティ

【採点項目】

- ③ 寄附金額最大化に向けた戦略・戦術
- ④ お礼品提供事業者のサポート
- ⑤ 組織体制、業務実績・業務遂行能力
- ⑥ その他

（5）技術評価点の算定方法

ア 計算方法

評価項目に対する評価点は次のとおり算定する。

評価点の算出は次のとおり行う。評価項目の③～⑥については、次に示す6段階評価により評価点を算定するものとし、選考の参加者間の相対評価ではなく、絶対評価の方法により行う。

【必須項目】①～②について ※全ての項目で○以上がつくこと

評価	判断基準
◎	優れている
○	標準的（安定した業務が期待できる）
△	物足りない
×	記載がない

【採点項目】③～⑥について

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0

B	優れている	各項目の配点×0.8
C	標準的	各項目の配点×0.6
D	やや物足りない	各項目の配点×0.4
E	物足りない	各項目の配点×0.2
F	記載がない	各項目の配点×0.0

(6) 優先交渉権者の決定

- ア 最高得点となった提案者を優先交渉権者として選定する。
- イ 最高得点と同点の場合、価格評価点が高い者から順に優先交渉権者とする。価格評価点も同点だった場合、提案内容の比較検討を行い、討議のうえ選定する。
- ウ 交渉により契約締結が見送られた場合は、第2位順位交渉事業者との交渉により受託予定者を決定する。
- エ 第2位順位交渉事業者の得点が6割未満であった場合、参加資格の条件を満たしていれば、優先交渉権者とするかについて、提案内容を踏まえ討議のうえ、決定する。

(7) 審査委員は、事前に提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき、非公開にて審査を行う。

(8) プレゼンテーションにおける提案事業者の持ち時間は開始準備及び片付けを含め、45分が割り振られるが、審査委員から直接提案事業者に対し質問及び発言を行うことについては、この時間内においてのみ可能とする。

(9) 審査委員は、提案者の持ち時間内に説明される内容に基づき、採点表の各審査項目について審査し、該当する評価を記載する。

(10) 事務局は、提案者毎にすべての審査委員による審査結果を集計したうえで、見積額に基づき算出した価格評価点を合計し、審査委員に報告する。

(11) 事務局からの報告を受けて、審査委員長は審査結果を読み上げ、優先交渉権者及び第2位順位交渉事業者を決定する。ただし、審査委員長は、すべての提案者による提案に対する評価点が6割に満たない場合は、プロポーザルの中止を宣言する。

(12) 優先交渉権者として選定した場合でも、当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数が次点の第2位順位交渉権者を優先交渉権者とする。

4 その他

この要領に定めのない事項については、選定委員会における審査委員の協議により決めることとする。

以 上